

各種施設での BGM

対象となる利用方法

このページでは、お店などの施設で、市販の CD やインターネット配信された音源などにより、JASRAC の管理楽曲を BGM（背景音楽）として流す場合の手続きについてご案内しています。

※ピアノやギターなど、生演奏を BGM として流す場合は、手続きが異なりますので、[こちら](#)をご覧ください。

注意事項

- ・ご契約いただく契約名義人はお店の経営者の方です。
- ・チェーン店など複数の店舗をご経営されている場合は、一括でご契約いただくことができますので、担当支部にご相談ください。
- ・市販の CD やインターネット配信された音源などを、CD-R や携帯音楽プレイヤーなど別の媒体にコピーして利用する場合は、[複製の手続き](#)も必要です。

使用料

お店などの施設において、CD・テープなどの録音物や有線放送等により JASRAC 管理楽曲を BGM（背景音楽）利用する場合の使用料は、原則として一演奏場所を単位として、ご利用の期間や回数などに応じ下表のいずれかに基づき算出します。

【年額使用料】

区分	店舗面積 (店舗等の場合)	宿泊定員 (宿泊施設の場合)	年額使用料 (別途消費税相当額を加算)
1	500 m ² まで	100 人まで	6,000 円
2	1,000 m ² まで	200 人まで	10,000 円
3	3,000 m ² まで	300 人まで	20,000 円
4	6,000 m ² まで	400 人まで	30,000 円
5	9,000 m ² まで	500 人まで	40,000 円
6	9,000 m ² を超える場合	500 人を超える場合	50,000 円

【1 か月の使用料】

区分	店舗面積 (店舗等の場合)	宿泊定員 (宿泊施設の場合)	年額使用料 (別途消費税相当額を加算)
1	500 ㎡まで	100 人まで	1,200 円
2	1,000 ㎡まで	200 人まで	2,000 円
3	3,000 ㎡まで	300 人まで	4,000 円
4	6,000 ㎡まで	400 人まで	6,000 円
5	9,000 ㎡まで	500 人まで	8,000 円
6	9,000 ㎡を超える場合	500 人を超える場合	10,000 円

【1 曲 1 回の使用料】

利用時間が 5 分までの使用料は、下表のとおりとなります。

区分	店舗面積 (店舗等の場合)	宿泊定員 (宿泊施設の場合)	年額使用料 (別途消費税相当額を加算)
1	500 ㎡まで	100 人まで	2 円
2	1,000 ㎡まで	200 人まで	3 円
3	3,000 ㎡まで	300 人まで	7 円
4	6,000 ㎡まで	400 人まで	10 円
5	9,000 ㎡まで	500 人まで	13 円
6	9,000 ㎡を超える場合	500 人を超える場合	17 円

※1 曲 1 回の利用時間が 5 分を超える場合の使用料は、5 分までを超えるごとに、利用時間が 5 分までの場合の金額に、その同額を加算した額となります。

ステッカーの交付

JASRAC では利用許諾契約を締結している契約店であることを明示するため、店の入口などに貼付するステッカーを交付しています。



JASRAC への許諾手続きが不要な BGM の利用方法

次の項目のいずれかに該当する場合は、JASRAC への手続きは不要です。

1 法律（著作権法第 38 条 3 項）上、手続きが不要となる利用

テレビやラジオの放送をそのまま流している。

※但し、以下の場合は原則として手続きが必要です。

- ・インターネットラジオを利用する場合
- ・放送を録音して流す場合
- ・家庭用受信装置以外を利用する場合

2 使用料規程上、当分の間使用料免除となる利用

- (1) 福祉施設での利用
- (2) 医療施設（医療法・介護保険法に基づく施設）での利用
- (3) 教育機関での利用
- (4) 事務所、工場等での主として従業員のみを対象とした利用
- (5) 露店等での短時間で軽微な利用

3 他の利用許諾により、BGM の手続きが不要となる利用

- (1) 有線音楽放送など、BGM の音源提供事業者から音源の提供を受けている場合（対象となる音源提供事業者一覧）

JASRAC と契約を締結している音源提供事業者が、お店などに代わって BGM の著作権使用料を支払っています。

有線音楽放送と CD の両方を BGM として流す場合も、お店などが個別に手続きする必要はありません。

- (2) カラオケや生演奏等の利用で既に JASRAC と契約している場合

BGM 以外にカラオケや生演奏等の利用があり、既に JASRAC と契約をしている場合は、BGM の手続きは不要です。

なお、BGM の契約では、BGM 以外の方法で音楽利用はできませんので、別の方法での利用をご検討の際には、JASRAC までご連絡ください。

4 JASRAC 非管理楽曲のみとなる利用方法

(1) 著作権が消滅した楽曲のみを用いる場合

(2) JASRAC が演奏利用を管理していない楽曲のみを用いる場合

※ (2) については、その楽曲の著作権者へ、手続きについてご確認ください。

店舗等の施設に代わって BGM の使用料を支払う音源提供事業者一覧

以下の一覧表に記載の BGM 音源提供事業者から音源の提供を受けている場合は、これらの事業者がお店に代わって BGM の著作権使用料を JASRAC に支払うことについて合意しています。

一覧表に記載のない事業者から BGM 音源として JASRAC 管理楽曲の提供を受けている場合は、店舗等施設のご経営者が個別に JASRAC とご契約いただく必要があります。

音源提供事業者一覧（順不同） 2024 年 3 月 1 日現在

| 一般社団法人 日本 BGM 協会（加盟 35 社）

【北海道・東北地区】

東北放送施設 株式会社
株式会社 オリエンタル・エージェンシー

【関東地区】

株式会社 USEN
株式会社 第一興商
関東ビージーエム 株式会社
株式会社 音映システム
東洋メディアリンクス 株式会社
ヒビノスペーステック 株式会社
日本レディフュージョン 株式会社
株式会社 サウンドシステム
株式会社 文化放送開発センター
神奈川音楽配給 株式会社
株式会社 毎日映像音響システム
Mood Media Japan 株式会社
株式会社 マスターマインドプロダクション
株式会社 モンスターラボミュージック

【甲信越地区】

株式会社 コンテンツビジョン

【北陸地区】

株式会社 北陸アイティエス

【東海・近畿地区】

株式会社 電音システム

株式会社 KBS 京都プロジェクト

株式会社 ビー・ジー・エム・サービス

株式会社 西日本音楽映像

ティー・オー・シー 株式会社

株式会社 ラジオ関西プロダクツ

株式会社 ミック

【中国地区】

株式会社 BSS 企画

株式会社 RSK サービス

株式会社 RCC 文化センター

【四国地区】

西日本放送サービス 株式会社

南海放送音響照明 株式会社

【九州・沖縄地区】

九州音楽放送 株式会社

株式会社 音と映像

株式会社 RKK メディアプランニング

映広 株式会社

株式会社 ビー・ジー・エム沖縄

【東京音楽放送協同組合（加盟 2 社）

株式会社 町田放送宣伝社

株式会社 大貫 王子有線

| 上記団体以外の事業者

株式会社 ゆうせん中部
株式会社 IBC 開発センター
株式会社 エーエムピー
有限会社 サウンドスリー
株式会社 スタジオ・イオン
秋田ビージーエム 株式会社
湧音
株式会社 ケイオーエックスラジオ
株式会社 茨城新聞社
株式会社 BSN ウェーブ
株式会社 ケイエヌビィ・イー
株式会社 CBC コミュニケーションズ
埼玉音楽放送 株式会社
株式会社 和歌山放送事業センター
シエルモンテ 株式会社
キュー・ティー・ピー 株式会社
株式会社 インセンスミュージックワークス
株式会社 鳥取ミュージック放送
ユニバーサルミュージック合同会社
株式会社 ランプリングレコーズ
エヌ・ティ・ティ・メディアサプライ株式会社
シーシーエージャパン 株式会社
イメージサウンド/ミュージックスタイリング
株式会社 デラ
株式会社 アスコン
株式会社 フェイス
ハッピーコンピューター 株式会社
株式会社 エルパレス

以上